

自治体・住民とソーシャル・ビジネス

同志社大学政策学部 教授 今里 滋

本論の目的は、基礎自治体及び住民にとってのソーシャル・ビジネスの定義ないし意義と今後の展望について論じることである。ソーシャル・ビジネスの定義として社会性と事業性に革新性が加えられることが多いが、本論ではあえて革新性を除外し、既存知の組合せで足りるとした。そうした方がソーシャル・ビジネスが自治体・住民になじみやすくなると思ったからである。また、ソーシャル・ビジネスを含む社会事業が最近かつ舶来のものではなく、古くからわが国でも実践され現代にもつながっていることを二つの歴史的事例を通して述べた。さらに、ソーシャル・ビジネスとそれを支える企業家精神が過疎の村を反映させている事例としてスウェーデンの小さな村を紹介し、地域づくりにおける住民の連帯と起業家マインドの重要性を指摘した。最後に、社会的企業や協同組合の制度的支援に関する世界の動向を紹介し、わが国におけるソーシャル・ビジネス等支援制度の必要性に言及した。

はじめに

本稿に与えられた課題は、近年とみに人口に膾炙^{かいしゃ}しているソーシャル・ビジネス（以下、紙幅節約のため原則「SB」と略記）という用語の多義性に鑑み、「基礎自治体及び住民にとっての『ソーシャルビジネス』の定義ないし意義と今後の展望について」論じることである。そこで、ここでは、①自治体・住民と親和性の高いSB概念の検討、②歴史的視座からのSBの普遍性の考察、③基礎自治体住民によるSBの実践例の紹介、そして④自治体・住民にとってのSBの意義と課題について述べていくこととする。

本題に入る前に、筆者のささやかなSB関連体験を紹介しておきたい。筆者は、まだ九州大学法学部教員をしていた1990年前後から地元福岡市東区筥崎^{はこざき}地区でまちづくり活動に参加するようになった（今里 2005）。当初は団塊世代住民中心のまちづくりサークル的活動でありながら、任意団体筥崎まちづくり放談会を結成し、地元商店街や住民自治組織の活性化をはじめ、市民活動の広域連携、中間支援機構NPOふくおかの設立等の成果を出していた。ところが、地元スーパーの撤退とその跡地への分譲マンション建設を機に、その一階部分を筆者が私財約2千万円を投じ

て買い取り¹、そこを放談会の活動拠点とすることとした。「筥崎公会堂」と命名し、居酒屋兼民設公共空間の機能を与えた²。

その後 2002 年に放談会は NPO 法人となり、様々な市民公益事業³に着手した。例示すると、一つは NPO 直営のいわゆるコミュニティ・レストランである。生産者との協力関係を築きオーガニックな食材にこだわった。二つ目は市民株式会社方式の劇場経営である。公会堂の向かいにあった歯科医院跡に市民株式会社方式で得た 1 千万円を投入して、50 人収容のホールが 2 階、1 階が BAR という「テアトルはごぞき」を建設し、「アートによるまちづくり」を実践した。三つ目は、カーシェアリング事業である。放談会と九州電力、福岡市、環境 NPO が協働して 2002 年 5 月に NPO 法人カーシェアリング・ネットワークを設立し、筆者が初代理事長に就任した。電気自動車とネット予約制を使ったわが国初の本格的カーシェアリング事業であった（麻生他 2004）。

これらの事業は現在ではいずれも終了していて、経営的に華々しい成功を収めたというものでは決してない。実態はむしろ逆かもしれない。しかし、先駆性だけはあったように思う。放談会の市民公益事業はビジネスにとどまらなかった。2003 年 4 月には、共産党を除く全政党が支援する現職知事を相手に、放談会と公会堂を拠点に筆者は放談会を支持母

体として「借金残すな、海残せ！いらんばい新福岡空港！」を掲げて福岡県知事選挙に立候補した。まさしく象対蟻の闘いで、敗れはしたものの、新空港構想の白紙撤回を克ち取り、現在は、われわれが代替案として提起した第二滑走路建設案が実施されている（今里 2008）。

1 基礎自治体・住民にとってのソーシャル・ビジネスとは？

SB の定義として内外問わずよく引用されるのは、グラミン銀行で 2006 年にノーベル平和賞を受賞したムハマド・ユヌスのものである。それによると、SB は「人間の利他心に基」き、「他者の利益」、「社会目標の実現」や「社会問題を根絶するための」持続可能なビジネスであり、「利益が生じて、誰にも利益が配分され」ず、投資家も投資分だけを回収する（ユヌス 2010: 19）。人間の利己心と利他心の二項対立に SB の概念的基軸を見いだすユヌスの発想はアダム・スミスのそれに似ている。スミスの『道徳感情論』によれば、「人間がどれほど利己的であると思われる」と、人間性には明らかにいくつかの原理がある。それは他人の幸せを気にかけて、他人が必要とする幸せを施すといったものである。」（Smith 1790=2005: 1 筆者訳）スミスはそうした利他心は憐憫や同情（pity or compassion）といった感情から生まれるという。そうした感情は『論語』に出てくる「恕」⁴に通

1 放談会の暗黙のルールの一つは「呑んだときの約束は守る」であり、酒席の酔いの勢いで「自分が買う」と言い放った言責を取っての出資であった。言責を果たさねばアソシエーション結束の唯一の絆である「信頼」が揺るぎかねないと思ってもあった。

2 この公共空間の機能付与にはやはり次のハーバーマス公共圏論が、とくに彼が公共空間の歴史的理念型とした「コーヒーハウス」が、念頭にあった（Habermas 1990: 211 = 細谷訳 1994: 52）。

3 当時はまだ SB は人口に膾炙しておらず、「コミュニティ・ビジネス」概念に違和感を覚えていた筆者は自らの活動を定義するのに「市民公益事業」を用いていた。

じるものかもしれない。

また、わが国ではSBの定義としては、谷本寛治やその影響を受けた経産省SB研究会のものがよく引用されている。それによると、SBの要件は①社会性（社会的課題に取り組むことを事業活動のミッションとすること）、②事業性（社会的ミッションをビジネスモデルに落とし込み、継続的に事業を進め、事業活動を通じて新しい社会的価値を創出すること）、及び③革新性（新しい社会的商品・サービスやその提供する仕組みの開発）である（谷本2009:27）（経産省2008:3）。

さらに、政府によるSB支援ではわが国のはるか先を行く韓国の社会的企業育成法第2条は、社会的企業を、「脆弱階層に社会サービス若しくは就労の場を提供し、又は地域社会に貢献することによって地域住民の生活の質を高める等の社会的目的を追求しつつ、財貨及びサービスの生産・販売等の営業活動を行う企業」⁵としている。

しかし、SBはこれらにとどまらず、内外の文献やWebサイトで様々に定義されている。おそらく「正しい」定義はないのではあるまいか。「正しい」定義を追求し合って概念論争に明け暮れてもそれは徒労に終わるだけであろう⁶。それよりも、ある目的にとって有用な定義とは何かを考えた方が生産的である。「基礎自治体及び住民にとって」有用なSBの定義とは何かを考えると、SBと

いう概念の属性をあまり増やさない方がよいと筆者は考える。一般に、属性を増やすほどその概念の適用範囲は狭くなる。SBの場合、基礎自治体関係者や住民が「これなら自分たちでもやれるのでは？」と思えるような定義が望ましい。そうすると、ユヌスの定義にある「利他性」や谷本らの「革新性」はSB成立の必要条件ではなく、十分条件と位置づけた方がよい。なぜなら、地域社会におけるSBでは、公共的問題の解決は結局自分たちの利益になる（＝「情けは人のためならず」）になる、つまり利他と利己が弁証法的に統一されることが少なくないからである。

また、「革新性」(=イノベーション)も基礎自治体関係者や住民がSBを敬遠する要因になりうる。端的に言えば、「革新性」がなくてもSBは成立しうるからである。他の自治体や地域で成功したモデルを援用し、そのことで地域の課題が解決すればそれはそれで十分にSBだと胸を張って主張してよいのではないだろうか。例えば、惣万佳代子が創始したデイサービスは「富山モデル」として全国に普及したが（惣万2002）、そのモデルを採用したから、地域の様々な“あずかりニーズ”を充足する自力運営型福祉事業がSBでないとする根拠はどこにもない。もっとも、「イノベーション」を「これまでどこにもなく誰も考えつかなかったアイデア」とするのではなく、「既存知と既存知の組合せ」⁷と定義す

4 「子貢問曰、有一言而可以終身行之者乎。」「其恕乎。己所不欲、勿施於人。」

5 独立行政法人 労働政策・研修機構の訳による。2020年7月8日取得。https://www.jil.go.jp/foreign/basic_information/korea/hourei/pdf/L026.pdf

6 とはいえ、SBの背景やその概念的構成の学術的努力を知ることは重要である。この点では、大室他（編著）（2011）の第1章の記述が充実していて参考になる。

7 品川啓介「はじめてのイノベーション：初心者向けビデオ講義」2020年6月。

れば、たとえ「革新性」をSBの定義に加えたとしても、その概念的垣根は低くなるだろう。

さらに、もともと社会的弱者支援や雇用問題の解決を主眼とした韓国の社会的企業法のように、あえて「脆弱階層」支援を明文化してSBの要件に加える必要性はわが国の場合は少ないと思われる。

さて、ここでは以上のことを考慮して、基礎自治体及び住民になじみやすいSBの定義を「社会貢献を主たる目的とした事業経営」としておこう。「社会貢献」には「社会の困りごと解決」も含まれる。「社会」の範囲は広く、地球社会から「ご近所」までを含む。このうち、生活圏としての「地域における問題を解決する事業」(片岡 2002: 22)がコミュニティ・ビジネスである。「事業」は、問題解決を図り、及び・若しくは社会的価値を創造する人間や組織の計画的かつ継続的な行動であり、必要な財やサービスの生産と提供、そのための関係性の構築を含む。SBの上位概念に社会事業を置くと、SBは経営(=獲得した対価による事業の持続的運営)方式による社会事業の一種とも言える。社会事業とは、例えば古代文明の治水事業のように、共同体の生々^{せいせい}発達のために(と信じて)人類が有史以来続けてきた集合的営為の総称である。歴史的には社会事業はもっぱら統治権力が担ってきた。しかし、管見する限り、現代のSBに通じるようなアントレプレナーによる社会事業も存在したのである。以下、いくつかの例を概観してみたい。

2 歴史の中のソーシャル・ビジネス

(1) 「勸進」という名の「新しい公共」

奈良市の近鉄奈良駅前一人の僧侶の像が立っている。行基菩薩像である。壬申の乱の後、天皇が頂点に君臨する中央集権的律令国家が構築されつつあった時代を生きた行基は史上屈指の社会事業家といってよい。その事績の偉大さは現在も残る巨大な貯水池、橋梁、港湾、灌漑、寺院等の建設伝承から伺い知れる。時の聖武天皇政権から弾圧を受けながらも、卓抜な説法で民衆を動員し、「知識」と呼ばれたファンドレイジングで事業資金を調達する「勸進」の手法で数々の公共事業を実現した彼の社会事業家(=勸進聖)としての手腕にはいつも新鮮な驚きを禁じ得ない。行基の社会事業は、政府権力による上からのそれではなく、民による下からの公共事業であり、再分配機能も果たすものであった(東條・志村 2015: 30-2)。その意味で、それは奈良時代の「新しい公共」であった。

こうした僧侶(上人・聖)の勸進による橋梁、港湾、道路等のインフラ整備は中世を通じて続いていく。そうしたインフラは「無縁」、つまり地域住民以外にも利用可能な公共財であった。上人・聖のみが勸進の推進役になれたのは、彼らが一定の土地に定着せず遍歴する「無縁」の原理を身につけていたからだという網野の指摘は興味深い(網野 1996: 156-7)。現代風に言えば、地域特有の利害関係やしがらみから超然とした“よそも”だからこそ、地域住民を結集した地域づくりができたということであろうか。また、網野は、そうした無縁の聖の中には、ハンセン病患者や貧窮者救済等の民間社会福祉事業

の始祖ともいわれる良観房忍性のように、自ら勧進で整備した公共財に対する「利銭借請を業とし」、つまり利用を有償化して、勧進をSB化する者が現れ、新たな方式として中世の経済社会に普及したとも述べている（網野 1996: 160-6）⁸。

（2）二宮尊徳の地域再生ビジネス

近世屈指の社会事業家として、すでに語り尽くされている観はあるものの、やはり二宮尊徳は外せない。現代の日本で中山間地を中心に過疎・少子高齢化による地域の衰退が進む中、道徳と経済の両立を嚮導^{きょうどう}理念とする尊徳の地域再生事業はなお示唆に富む。ここでは数ある彼の事績の内、地域金融（＝五常講）と農村再生事業（＝尊徳仕法）を見ておきたい。講は仏教の普及とともに全国に広がった、信頼と互酬の規範に基づく地域共同体内の相互扶助型金融制度であり、東日本と東北では「無尽」、東海から西日本にかけては「頼母子^{たのもし}」、九州や沖縄では「もやい」と呼ばれた（ナジタ 2015: 100-1）。庶民にとっては一種のマイクロ・クレジットの機能を果たし、事業志向型の講は明治以降は無尽銀行や相互銀行へと発展した（ナジタ 2015: 254）。尊徳の五常講も講の一種ではあるが、とくに「五常講金貸箱^{ごじょうこうかねかしばこ}」と称された貸付基金制度が重要である。その特徴は「仁義礼智信」という倫理観念に基づく道徳的契約であったこと、連帯責任で結ばれた企業集団（＝「組」）に貸し付けられ、そして、組員の議論と合意（＝「芋こじ」）によってその運用法が決定さ

れ「規定書」に成文化され、正確性と相互信用の保障という点にあった（ナジタ 2015: 190-1）。

こうした貸付制度は報徳（＝我身に受ける恩徳に報いる、利他と利己の無限の連鎖）思想による農村再生事業（＝仕法）の基盤の一つとなる。尊徳は生涯に600以上の農村を復興したとされるが、その鍵概念は、報徳以外にも至誠、勤労、^{ぶんど}分度、推譲等の倫理観念であった。この内、分度は「分」（＝天与の不可変な自然条件）と「度」（＝人為的に改変可能な条件）であり、尊徳は綿密な調査と合理的計算によって事業の達成可能な目標（＝その土地に固有な平均生産額）を定め、それを誠実かつ勤勉な集合的営為によって実現し、そこから生まれた余剰は再投資や災害用の備蓄に充てるべきことを村落住民に説いた。その際、当事者が心すべきことが「推譲」である。「推譲」とは「自分のために備え、他人に惜しみなくあたえる」（ナジタ 2015: 178）という倫理観であり、尊徳は「富者は財を、賢者は智を、強者は力を、その分に応じて余力を推譲するならば、共存共栄の実が挙がり、一円融和の社会となるとした。」（吉田 1974: 62）

税収基盤としての農村復興は藩財政にとって喫緊の課題であったから、尊徳仕法は藩の要請に基づき、合意した予算計画を藩と事業主体の尊徳側の双方が遵守する契約として実施された。尊徳の分度は上（＝領主）に薄く下（＝領民）に厚く生産額を再分配するものであり、そのため一部藩官僚の反発を招くこともあったが、彼は分度以外の手法では仕法の要

8 もっとも、忍性による勧進のビジネス化に対して、あの日蓮上人が「激しい非難」を浴びせたという（網野 1996: 161）。

請に頑として応じなかった。稲葉はそこに封建制に対する分度の体制変革的役割を見いだしている（稲葉 2010: 9-10）。尊徳仕法は農村の自立自助を促すものでもあった。その成果は著しく、尊徳最初の仕法の地である桜町（現栃木県真岡市）では、天保の大飢饉時にも一人の餓死者も出さなかったという（ナジタ 2015: 195-6）。

一般的に、SBのルーツを英国のブレア政権時代のコンパクト（=政府とボランティア・セクターとの契約）（舟場正富 1998）など海外に求める傾向があるが、しかし、脚下照覧、わが国の歴史をひもとければ、現代にも通じる先人達の社会事業の情熱と知恵が詰まっているのである。

3 住民自治とSB：企業家精神あふれる小さな村トロングスヴィーケン

スウェーデンの北西部のイエムランド県クロコム・コミュニティを構成する地区の一つであるトロングスヴィーケン（Trångsviken）は強固な住民自治を基盤とした地域経営の成功事例として世界的にその名を知られている⁹。人口わずか約500人の村の中心には多機能コミュニティ・センターが学校に隣接して位置し、村内には80を超える企業が立地している。その中にはアウトドア製品でわが国でも知られるトランギア社のように世界展開している企業もいくつか存在する。ノルウェー国境に近いため、ノルウェーからの通勤者もいるという。

この村にもかつては人口流出に悩み、消滅の危機すらあった時代があった。この村の再生はリーダーのニルソンのUターンから始まった（以下、Johansson et al. 2007及び今里 2017による）。1982年、彼は農業を営んでいた父親の死を契機に妻と二人の娘を連れて故郷に戻り、臨床医薬関連の企業を設立した。その彼を大いに悩ませたのは、娘達の教育に必要な学校がないことであった。彼は住民達に荒れ果てた公民館の再建を提案した。当初は250万クローネ（約3000万円）の建設費で住む公民館の建替案が支配的だったが、長い協議の結果、複合的な機能を持った新しいコミュニティ・センターを建設すべきという案が浮上し、住民の総意を得るに至った。しかし、事業規模は3000万クローネ（約3億6000万円）に膨れ上がった。国、県、コミュニティ等の行政関係者や政治家との粘り強い交渉が続けられ、助成金を獲得することにも成功した。様々な利害関係者が最終的な合意に至る道のりは「あらゆる種類の策略（knep）と何よりも長い時間を要するものであった。」（Johansson et al. 2007: 12）建物の設計図は14回も描き直された。工事は1991年3月に始まり1992年2月に完工して新たなコミュニティ・センターがトロングスヴィーケン住民にその空間と機能を提供することになった。保育所、郵便局、薬局、レストラン、図書館、デイケア施設、教会、銀行等17種類の機能や機関がセンターを中心とした複合施設コンプレックスに収まっている。

9 筆者は2016年9月7日にここを訪れ、その地域経営の中心人物の一人であり、今もトロングスヴィーケンのリーダーであると言ってよいニルソン（Nils-Bertil Nilsson）から約2時間にわたって英語でヒアリングを行った。

このセンター建設のプロセスで特筆すべきは住民の参画意識の高さである。住民が約200万クローネの資金を出捐したり、融資の受け手になったのみならず、住民自身による建設工事への直接の労力提供は250万クローネに相当したという。旧センターの解体作業は地元で建設業を営む住民が無償で提供し、ある道路工事関係者は休暇をすべて2000立米に及ぶ岩石の破碎作業に費やした。また、農民は25トンもの藁を提供して用地の凍結を防いでくれた。各集落自治会からは100人規模の住民が、建築、内装、庭園整備等の作業をボランティアで行った(小内 2012:145; Johansson et al. 2007: 12)。まさしく「コミュニティ・センターは真にわれわれの共同作業の賜であった(Bygdegården är verkligen vårt gemensamma verk.)」(Johansson et al. 2007: 12)。

2100平米のコミュニティ・センターは早朝から深夜まで毎日数百ものあらゆる年代の住民に活用されている。午前6時にはいちばん早い児童が登校してくる。保育園児や生徒たちが登校し終わると、午前9時になると会議室や施設を予約した団体の会員たちがやってくるし、図書館の利用者は引きも切らない(Johansson et al. 2007: 19)。トロングスヴィーケンにおけるコミュニティ・センター関連の機能でとくに重視されているのは保育所や学校である。日本同様、過疎地で学校が閉校になると地域は負のスパイラルに陥る。閉校に伴い、その他の重要な住民サービスも縮小し、雇用が失われ、不動産価格も下落して家も売れなくなる。その結果、住民は他地域へ流出し、地域はますます疲弊する。この

負のスパイラルの進行を阻止し逆転させるために、トロングスヴィーケンの人々は保育や学校の質を向上させ評価を高めるべく努力してきたという。それは、「コミュニティ・センターが子どもであふれかえっている限り、トロングスヴィーケンの未来は明るい」(Johansson et al. 2007: 21) からにほかならない。

トロングスヴィーケンにおいて、地域経営の観点からきわめて興味深いのは、住民も設立に参画した地域開発のためのトロングスヴィーケン(株)(Trångsviksbolaget)が2000年に創立されたことである。日本流には“まちづくり株式会社”であろうか。資本金は270万クローネで、住民、企業、学校や教会を含む各種団体、さらには外国の友人・知人までが株主となって資金を提供したという。この会社は、地元企業への支援はもちろん、村域を越えた起業コンペを行うなど、積極的に起業支援活動を行っている。このように、この小さな村の地域経営におけるアントレプレナーシップ^{アントレプレナーシップ}企業家精神ないしイノベーション志向の強さは驚嘆に値する。もちろん、順風満帆というわけではない。筆者が訪問した前年には地元のスーパーが閉店した。ニルッソンは、過疎の村だからこそ存続のために常に闘わなければならない、だからこそアントレプレナーシップ^{アントレプレナーシップ}が必要なのだと強調した。村の学校ではアントレプレナーシップ教育が正規科目として設けられているという。

ヒアリングの翌日、筆者は彼からメールを受け取った。そこには、彼なりの地域づくりの要諦が次の様にまとめられていた。①他人任せにせず、自分たちで行うこと、②自分た

ちでできないことはネットワークを作り、長期に亘る信頼・信用関係を築くこと、③曖昧さを排し、透明性に徹して長期に及ぶ信頼を築くこと、④決定を引き延ばさずダメなものはダメと即断すること、そして⑤決してあきらめないこと。彼の言葉には、自らの商業活動によって住民自治による地域経営を支えていくのだという気概と闘志を見ることができよう。その意味で、住民主体のSBの成否は地域共同体の存続を左右する鍵と言えるかもしれない。

4 自治体・住民とSB：その意義と課題

自治体・住民にとってのSBとは、政府を含む外部の力に依拠することなく、商業活動を通じて地域課題を解決し自律的な地域経営を可能とする手法である。筆者が実地に調査した住民主体のSBの成功事例としては、トロンクスヴィーケンのほか、韓国ソウル市のソンミサン・マウル（エンパブリック・日本希望製作所（編）2011）、鹿児島県鹿屋市の「やねだん」（豊重 2009）、京都府京丹後市丹後町の「ささえ合い交通」（高橋他 2017）等がある。

ソンミサン・マウルの場合、ソウル市による貯水槽建設に反対する住民運動に端を発し、386世代と呼ばれる高い市民意識を持った住民が、保育、食の安心・安全、教育等の共通の課題を解決すべく、次々と事業を興し、大都市中心部でも住民の自治と連帯による地域経営が可能であることを実証している。「ボーナスが出る集落」で全国的に著名な「やねだん」の場合、公民館長・豊重哲郎

の希有なリーダーシップに拠るところが大きいとはいえ、地域住民の協力と参画も無視できない。あるテレビ番組のインタビューで、公園建設への無償協力の理由を問われた住民が「お金をもらってする仕事には行かないけれど、タダでする仕事にはみんな一生懸命参加するのよ。」¹⁰と語った言葉には住民参加の本質が込められている。京丹後市丹後町は、ウーバー（Uber）のシステムを日本で初めて地域に導入したことで知られる。住民有志が設立したNPO（気張る！ふるさと丹後町）が「公共交通空白地有償運送」（道路運送法第78条第2号）の許可を取得し、ウーバーのアプリを使って、住民ドライバーと利用者住民をマッチングさせる仕組みである。ドライバーが受け取るのは「営利とは認められない範囲の対価」であるが、交通弱者を救済するという社会的課題を解決する事業として持続性がある限り、それはそれで立派なSBであると言えよう。

自治体や住民が、あるいは自治体と住民が、SBに取り組む場合に適している組織形態の一つとしては協同組合が考えられる。なぜなら、協同組合は、組合内部の意思決定過程が、株式会社の「一株一票」とは異なり、「一人一票」の民主的原則に基づいている点で住民自治と制度的親和性が高く、組合員住民自身が経営権と経営責任を分担するため、傍観者化を防ぎうるからである。欧州では協同組合は経済の安定的発展、所得や富の公平配分、雇用確保、社会的弱者の救済等を主眼とする社会的経済（social economy）の流れ

10 MBC 南日本放送「やねだん～人口300人、ボーナスが出る集落」2008年5月29日放送。2009年3月DVD発売。

に位置する（津田 2011: 11）。わが国では協同組合は農業協同組合法のように個別法で規定されるに留まるが、スペインでは1978年憲法第129条第2項で「適切な法制度を通じて協同組合を促進する」と定め、協同組合振興を政府の責務としている（廣田 2016: 32）。また、最近では、社会的経済と、新自由主義的経済体制に抗しより公正で持続可能な世界構築を目指す連帯経済（solidarity economy）が接近し、フランスのように社会的経済法¹¹として法制化される例も出てきている。韓国の社会的企業育成法の充実ぶりも考え合わせると、わが国でも、協同組合の一般法を視野に入れたSBや市民公益事業に対する支援制度が真剣に検討されるべき時期に来ているのかも知れない。

以上

参考文献

麻生哲男他（2004）「福岡におけるカーシェアリングシステムの導入およびその利用実態」『土木計画額研究・論文集』21（2）：359-366。

網野善彦（1996）『増補 無縁・公界・楽：日本中世の自由と平和』平凡社。

稲葉守（2010）『尊徳仕法と農村振興：現代に生きる変革の精神』農山漁村文化協会。

今里滋（2005）「草の根の政策科学：まちづくりの体験から」同志社大学大学院総合政策

科学研究科（編）『総合政策科学入門 第2版』成文堂：35-66。

——（2008）「“政治”としての空港：福岡空港を事例に」『都市問題研究』60（1）：51-55。

——（2017）「住民自治と地域経営：スウェーデンの過疎の村を事例として」『同志社政策科学研究』19（1）：53-66。

エンパブリック・日本希望製作所（編）（2011）『まちの起業がどんどん生まれるコミュニティ：ソニミサン・マウルの実践から学ぶ』NPO 日本希望製作所。

大室悦賀他（編著）（2011）『ソーシャル・ビジネス：地域の課題をビジネスで解決する』中央経済社。

片岡勝（2002）『儲けはあとからついてくる：片岡勝のコミュニティビジネス入門』日本経済新聞社。

経済産業省（2008）『ソーシャルビジネス研究会報告書』。

小内純子（2012）「『社会的企業』による地域づくり活動と住民自治：クロコム・コミュニケーションのトロンクスヴィーケン地区を事例として」中道仁美・小内純子・大野晃（編）『スウェーデン北部の住民組織と地域再生』東信堂：137-182。

惣万佳代子（2002）『笑顔の大家族：このゆびとーまれ：富山型デイサービスの日々』水書房。

高橋愛典・野木秀康・酒井裕規（2017）「京丹

11 LOI n° 2014-856 du 31 juillet 2014 relative à l'économie sociale et solidaire 第1条で社会的連帯経済を、利益共有以外の目的追求、民主的ガバナンス、利益の大半を組織の維持・発展に使用及び義務的準備金の保持といった条件を満たす者による経済活動と定義し、第2条で、①社会的・経済的弱者の救済、②社会的絆や地域的一体性の維持・強化、③とくに差別解消に資する社会教育、及び④持続可能な発展、エネルギー移行、文化振興、国際連帯等の4つの条件の少なくとも一つを充足する企業（les entreprises）は社会的効用（une utilité sociale）を追求しているとみなすとしている。（2020年7月19日閲覧 <https://www.legifrance.gouv.fr/affichTexte.do?jsessionid=?cidTexte=JORFTEXT000029313296>）

- 後市の道路公共交通政策：上限 200 円バスからシェアリング・エコノミーへ？」『商経学叢』63 (3): 77-99。
- 谷本寛治 (2006) 『ソーシャル・エンタープライズ：社会的企業の台頭』中央経済社。
- (2009)「ソーシャル・ビジネスとソーシャル・イノベーション」『一橋ビジネスレビュー』56 (4)、26-41。
- 東條由紀彦・志村光大郎 (2015) 『互酬：惜しみなき贈与』明石書店。
- 豊重哲郎 (2009) 『地域再生：行政に頼らない「むら」おこし 第5版』出版企画あさんてさーな。
- 津田直則 (2012) 『社会変革の協同組合と連帯システム』晃洋書房。
- ナジタ、テツオ〔五十嵐腕郎監訳〕(2015) 『相互扶助の経済：無尽講・報徳の民衆思想史』みすず書房。
- 廣田裕之 (2016) 『社会的連帯経済入門：みんなが幸せに生活できる経済システムとは』集広舎。
- 舟場正富(1998)『ブレアのイギリス:福祉のニューディールと新産業主義』PHP 研究所。
- ユヌス、ムハマド〔千葉敏生訳〕(2010) 『ソーシャル・ビジネス革命：世界の課題を解決する新たな経済システム』早川書房。
- 吉田久一(1974)『社会事業理論の歴史』一粒社。
- Habermas, Jürgen (1990) *Strukturwandel der Öffentlichkeit: Untersuchungen zu einer Kategorie der bürgerlichen Gesellschaft*, Suhrkamp Verlag. (= 1994、細谷貞雄訳)『公共性の構造転換 第2版』未来社。)
- Johansson, Karin, Gunno Rask och Ingrid Hanson (2007) *Trångsviken: ingenting är*
- tur*, Princo Malmö.
- Smith, Adam (1790=2005) *The Theory of Moral Sentiments*, 6th ed., MetaLibri. (2019年11月18日取得 https://ibiblio.org/ml/libri/s/SmithA_MoralSentiments_p.pdf).